

令和3年度富山県常願寺川公園にぎわいプラン助成事業実施要綱

1 にぎわいプラン事業概要

富山県常願寺川公園の施設や広場を生かして、スポーツ等利用者の満足感や達成感があり公園活性化につながるスポーツ、レクリエーションにかかる事業・活動のうち、特に優秀な取組みについては、助成金により事業の実現を支援する。

2 応募資格

スポーツ、レクリエーション実施実績のある法人及びその他団体（個人による応募を除く）とし、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 破産者で復権を得ないもの、又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更正もしくは再生手続き中の者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団の構成員
- (4) (3)に該当する者が経営を支配していると認められる団体等
- (5) 暴力団関係者との密接な交際関係又は社会的に非難される関係を有している者及び団体等

3 事業要件、助成額及び注意事項

- (1) 富山県常願寺川公園のすばらしさを伝え、富山県常願寺川公園の施設、広場等を有効に活用し、より多くの来園者が気軽に参加でき満足感や達成感のあるスポーツ、レクリエーションにかかる事業・活動であること。
- (2) 県立都市公園で実施するにふさわしい内容であるとともに、都市公園法、富山県都市公園条例等の諸法令を遵守したものであること。
- (3) 事業内容
 - ① 富山県常願寺川公園で実施することが適当と思われる、スポーツ、レクリエーション等であり、その普及につながるようなものであること。
 - ② 助成限度額：10万円を上限額とする。
 - ③ 助成対象事業は、年3件程度とする。

(4) 注意事項

有料公園施設を使用する場合又は公園の一部を占有利用する場合等は、使用料又は占用料等が必要となる。

3 助成金の交付

(1) 助成対象経費の範囲

① 事業実施にかかる経費

- ア 会場設営費、用具等借上料、運営費、消耗品費、通信・運搬費等（備品購入費を除く）
- イ 関係者等の謝礼や参加者の保険料等（諸費を除く）

(2) 交付の申請

法人・団体の代表者（以下「事業実施者」という）は、助成金交付申請書（様式第1号）に掲げる書類を添えて、事業実施月日の2カ月前までに（公益財団法人富山県民福祉公園理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

- ① 事業計画書（様式第2号）
- ② 事業説明書（様式第3号）
- ③ 経費内訳書（様式第4号）

④ その他必要事項

(3) 提出方法

下記に記す提出先に持参または郵送により提出するものとする。

提出先

〒939-0311 富山県射水市黒河4774番6

(公財) 富山県民福祉公園 公園管理課

事務担当：竹田

TEL 0766-56-6116

FAX 0766-56-2736

(4) 交付の決定及び通知

理事長は、助成金の交付申請があったときは、常願寺川公園管理事務所内における審査のうえ、助成金の交付を決定し事業実施者に通知（様式第5号）するものとする。

理事長は、必要があるときは、助成金の申請にかかる事項につき、減額して助成金の交付を決定することができる。

(5) 交付の条件

- ① 事業実施者は、助成事業の内容、経費等を変更する場合は、軽微な変更を除いて、理事長の承認を受けること。
- ② 事業実施者は、助成事業の遂行が困難になった場合、或いは中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認をうけること。

(6) 実績報告

事業実施者は、助成事業を完了したときは、助成事業の成果を記載した助成事業等実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出すること。

- ① 事業実績
- ② 精算書（収入・支出がわかるもの）
- ③ 記録写真等活動実績を明らかにする資料

(7) 助成金の額の確定

理事長は、実績報告書の提出があったときは、審査のうえ、交付すべき助成金の額を確定し（様式第7号）、事業実施者に通知するものとする。

(8) 助成金の交付

理事長は、前項の通知後、事業実施者からの請求書により、所定の手続きを経て、すみやかに精算払いするものとする。

ただし、事業実施者の活動に支障があるなどやむを得ない事情がある場合は、概算払いすることができるものとする。

(9) 交付決定の取消

理事長は、事業実施者が助成金等を他の用途へ使用する等、助成事業に関して、助成金の交付決定の内容及び付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(10) その他

助成金の交付に関し、この要項に定めのない事項については、富山県補助金等交付規則（昭和37年3月31日規則第10号）の例により理事長が別に定める。

以上